

大源太砂防設備他利活用協議会

幹事会 規約

（名 称）

第一条 本会の名称は、大源太砂防設備他利活用協議会幹事会（以下「幹事会」という。）と称する。

（目 的）

第二条 幹事会は、大源太川第 1 号砂防堰堤及びその周辺部の地域活性化に資する利活用の促進及び安全確保方策について取りまとめることを目的とする。

（構 成）

第三条 幹事会は、別紙に掲げる構成員により構成する。なお、必要に応じてオブザーバーを参加させることができるものとし、その際は幹事会に事前承認を得るものとする。

（会 議）

第四条 会議は構成員の発議により事務局が招集し、議事進行は事務局が行う。なお記録等補佐が必要な場合は事務局が措置する。

（公 開）

第五条 会議は非公開とする。また配布資料及び議事要旨についても非公開とする。

（事務局）

第六条 幹事会の事務局は、毎年度交代で湯沢町、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所に置く。なお、令和 4 年度は湯沢砂防事務所とする。

（規約の改訂）

第七条 幹事会は、本規約を改訂する必要があると認めるときは、構成員総数 2 / 3 以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第八条 この規約に定めのない事項については、構成員の発議により事務局が幹事会に諮って定める。

（附 則）

本規約は、令和 4 年 3 月 3 日から施行する。

改 正 令和 5 年 7 月 3 日

大源太砂防設備他利活用協議会 幹事会

○幹事会構成員（※役職指定、順不同）

- ・ 湯沢町 企画産業観光部
環境農林課 課長
- ・ 湯沢町 地域整備部
建設課 課長
- ・ 湯沢町教育委員会
子育て教育部 部長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 事業対策官
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 調査課長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 工務課長
- ・ 国土交通省北陸地方整備局
湯沢砂防事務所 建設専門官